

平成22年度第1回葛飾区消費者被害救済委員会

平成22年4月16日
消費者学習室

次 第

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 委員長選出
- 6 職務代理者選出
- 7 議題
 - (1) 不適正な取引行為基準の告示について
 - (2) 付託事件に係る基本的な処理手順（案）について
—想定事件を基にした検討—
 - (3) その他
- 8 閉会

付託事件に係る基本的な処理手順(案)



葛飾区消費者被害救済委員会付託事件（想定）

<委員会に付託すべき理由>

- 葛飾区内において同様の相談が寄せられており、今後も被害発生する可能性がある。
- 互助会から共済へ、相談者に誤解させて契約させている。

<相談概要>

契約内容：共済の契約

契約金額：25万円（現金払い）

契約日：2006年12月

業者：B共済

相談者：女性 70歳代 無職

相談内容：以前からA互助会に入会していたが、B共済から電話があり、A互助会を解約して、入会するよう強く勧められた。担当者は共済とは名乗らず、カタカナの社名だけ名乗り、葬儀を全部やるところだと説明したので、互助会だと思った。

2～3回は断ったが、その後もしつこく電話があった。

A互助会を解約して、戻ってきたお金でもっといい内容の契約ができると言われ、A互助会を解約し返金された25万円でB共済の契約をした。

2009年11月に解約を申し出たところ、解約料は半額の12万5千円しか返せないと言われた。

消費生活センターに相談し、その時点で初めて自分が契約したのは互助会ではなく、共済だと知った。

センターと業者の交渉経緯

業者：相談者の金額の負担を考えて勧めた。互助会と変わらない。共済のカタログを渡しているので、共済であることは説明している。互助会だとは言っていない。

センター：相談者は契約後にカタログを受け取っている。共済とは一切聞いていない。社名も〇〇共済となっているが、勧誘時に〇〇共済とは名乗らず、屋号を名乗っている。以前も葛飾区で同様の相談が入っている。「互助会だと思っていた。解約料50%とは聞いていない」など、同様の相談である。

業者：相談者は解約料を多くしたい為、嘘をついてる。

センター：他の相談者が同様の相談をしているのは、勧誘方法に問題があったのではないか。

業者：相談者は他の業者に言われて手紙を書いているので、同じ内容の手紙になったのではないか。

交渉結果：最終的には解約料20%で合意解約。
(互助会の一般的な解約料に相当)

(注) 本事例は、救済委員会付議事件の処理手順を検証するため、想定事例として提示したものであり、実際には消費生活相談で解決できなかったものから付議されます。

葛飾区消費者被害救済委員会委員名簿

22・4・16

氏 名	区 分	所 属	備 考
村 千鶴子	学識経験者	東京経済大学教授・弁護士	再任
室井 敬司	学識経験者	亜細亜大学教授（行政法・憲法）	再任
佐々木 幸孝	学識経験者	弁護士	再任
谷茂岡 正子	消費者団体代表	葛飾区消費者団体連合会 会長	再任
加納 由未子	消費者団体代表	葛飾区消費者団体連合会 副会長	再任
牧田 盛市郎	事業者代表	東京商工会議所葛飾支部 副会長	再任
小泉 秀雄	事業者代表	東京商工会議所葛飾支部	新任